

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第38号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第3 議案第39号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第4 議案第40号 工事請負契約の締結について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第5 議案第41号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについて（各常任委員長報告）
 - 第6 議案第42号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
 - 第7 議案第43号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
 - 第8 議案第44号 令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
 - 第9 認定第1号 令和元年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について（各常任委員長報告）
 - 第10 認定第2号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第11 認定第3号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第12 認定第4号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第13 認定第5号 令和元年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第14 認定第6号 令和元年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（厚生都市常任委員長報告）
 - 第15 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について（総務教育常任委員長報告）
 - 第16 発議第1号 新型コロナウイルス感染症患者とその家族などに対する差別・中傷を許さない決議について（議員提出）
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

(追加日程)

第1 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税
財源の確保を求める意見書について (議員提出)

第2 議案第45号 令和2年度北方町一般会計補正予算(第8号)を定めるについて
(町長提出)

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
福祉健康課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子	監査委員	横山治

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

-
- 議長（安藤浩孝君） ただいまから令和2年第5回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 鈴木浩之君及び10番 井野勝巳君を指名します。
-

日程第2 議案第38号から日程第8 議案第44号まで

- 議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第38号から日程第8、議案第44号までを一括議題とします。
付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。
最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。
松野由文君。

- 総務教育常任委員長（松野由文君） おはようございます。
それでは、総務教育常任委員会の委員長報告をいたします。
私ども総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る9月15日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。
議案第41号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについての関係部分についてであります。
質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告を申し上げます。

- 議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。
鈴木浩之君。

- 厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命によりまして、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る9月14日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第38号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

第38条第4号の居宅訪問型保育事業の改正に関して、母子家庭等の乳幼児の保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合とあるが、現在該当する者がいるのかとの質疑があり、該当者はいない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 工事請負契約の締結についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第38号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第39号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第40号 工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第7号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号 令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号から日程第13 認定第5号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第9、認定第1号から日程第13、認定第5号までを一括議題とします。

代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 令和元年度北方町一般会計と各特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

地方自治法の規定によりまして審査に付されました決算書類、基金の運用書類につきまして、7月20日から8月5日まで、安藤哲雄議員と各会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、一般会計と各特別会計歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で適正であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確で適正であると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） それでは、報告させていただきます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました認定第1号 令和元年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分についてであります。

財政全般について、経常収支比率が上昇しており、財政の硬直化が心配であること、またこのコロナ禍において、来年度の予算編成についてどのように考えているのかとの質疑があり、経常収支比率については、県内の他の市町村についてもほとんど80%を超えていることや、その他財政の健全化の指標についても早期健全化基準には該当していないため、問題視するところまでは至っていないと考えている。また、来年度の予算編成については、コロナ禍で税収は伸び悩むことが見込まれるが、国の交付税については例年どおりの交付があるものとして予算編成を行いたいとの答弁がありました。

次に、総務費の企画費のシティプロモーション事業に要した経費について、事業の成果を検証するため何か指標を設けたほうがよいのではないかと、またロックフェス以外のプロモーションの方法についても検討してはどうかとの質疑があり、事業について特定の指標を用いて評価するのは困難であり、北方町のシンボルとも言える清流平和公園でのイベントであるため、今後どのように生かしていくかを検討していきたい。また、町村は自分の町のよさをアピールするのが使命であり、北方町の快適な住環境についてプロモーションしていきたいとの答弁がありました。

同じく総務費の企画費の高齢者タクシー借りに要した経費について、決算額が予算額と比較して低い傾向にあることに関して質疑があり、住民の認知度が低いと思われるので、今後さらなるPRをしていきたい旨の答弁がありました。

次に、総務費の交通安全対策費の交通安全諸施設の新設等に要した経費について、道路反射鏡設置工事の実績が1基のみとなっているが、設置について基準等があるのかという質疑があり、片面だったものを2面にするものや位置を変更するものについては修繕費で行っているため、新規の件数に入っていない。今後も現地確認をしっかりと行い、必要な箇所に設置をしていきたいとの答弁がありました。

次に、教育費に関して、学園構想など様々な新規事業に取り組んでいるが、教員の負担が増えているかとの質疑があり、義務教育学校の開校に向けて県教育委員会から教員を手厚く配分してもらおうなどの配慮を受けている旨の答弁がありました。

次に、生きる力育成推進事業費について、本来の目的から逸脱した支出はないかとの質疑があり、各学校からの予算要求の際に教育委員会にて厳密に審査している旨の答弁がありました。

次に、生涯学習センターの自主開催事業に関して、入場料収入と町民の利用率について質疑があり、入場料収入は総額約300万円で事業費の約34%となっており、今後目標の40%に近づくよう努力するとの答弁がありました。また、町民利用率は約60%となっているとの答弁がありました。

その他、自主開催事業ときらりスタッフとの関わりについて質疑があり、以前はきらりスタッ

フが企画する事業があったが、メンバーの人数が減っているなどの理由により、今は開催が困難になっている。きりりスタッフには今でも各種事業の際にはサポート役を行っていただいているが、今後の関わり方については検討課題であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、御報告します。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました認定第1号 令和元年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分についてであります。

歳入について、使用料及び手数料において、墓地使用料の未納状況に関して質疑があり、未納者はいないが、使用者が不明となっている案件が増えており、親族などへの聞き込み等によって随時調査している旨の答弁がありました。

次に、歳出について、保育園費の賃金の不用額が多いことについて質疑があり、不足している保育士の確保に苦慮していること、そのため人材派遣会社に保育業務を委託し、4人の保育士を確保していること、新型コロナウイルス禍において保育士の負担が大きくなっているが、今後も保育士の確保に努めていく旨の答弁がありました。

次に、各種母子保健事業実施状況において、未受診者に対する対応について質疑があり、乳幼児健診未受診者には、電話にて健診勧奨や健康相談、家庭訪問等にて対応している旨の答弁がありました。

次に、年間の墓地の新規利用者数及び無縁墓碑撤去に関して質疑があり、新規利用者数は、おおむね1人から2人程度、無縁墓碑については撤去した旨の答弁がありました。

次に、可燃ごみ袋における広告掲載の実施について質疑があり、既に実施している他市町村の状況等を研究していく旨の答弁がありました。

次に、農業振興費の補助金及び農業用施設の維持管理について質疑があり、機構集積協力金補助事業は町単独、農業次世代人材投資事業は県補助金である、また、土地区画整理や土地改良事業によって整備された農業用施設は町に移管された施設であることから、町が維持管理費を負担している旨の答弁がありました。

次に、公園費の維持管理に関する内容及び犬を連れて入れる公園の数について質疑があり、維持管理は公園の利用状況に合わせて適切に管理する旨、犬を連れて入れる公園は清流平和公園のみであるとの答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

後期高齢者医療制度の自己負担割合の変更についての質疑があり、自己負担割合の変更については現在国において検討されているが、詳しいことは決定されていない旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳出について、開発費の内容について質疑があり、主に北工区の造成費である旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和元年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

認定第1号 令和元年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号 令和元年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号 令和元年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 認定第6号

○議長（安藤浩孝君） 日程第14、認定第6号 令和元年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

代表監査委員からの決算審査の意見を求めます。

横山監査委員。

○監査委員（横山 治君） 令和元年度北方町上水道事業会計決算につきまして、監査報告をいたします。

地方公営企業法の規定によりまして審査に付されました決算書類につきまして、6月23日に安藤哲雄議員と会計帳簿、証書類との照合と関係職員からの説明をいただき、慎重に実施いたしました。

その結果、決算書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で経営成績と財政状況を適正に表示していると認めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） 御報告いたします。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました認定第6号 令和元年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

認定第6号 令和元年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15 意見書第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第15、意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） それでは、意見書審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された意見書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告します。

付託年月日、令和2年9月7日。

件名、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

審査の結果、令和2年9月15日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

○議長（安藤浩孝君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから意見書第1号を採決します。

意見書第1号に対する委員長報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、意見書第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま松野由文君ほか3名から、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第1、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） それでは、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により別紙意見書を提出する。

令和2年9月17日提出。提出者、北方町議会議員 松野由文。賛成者、同じく北方町議会議員 安藤哲雄。同じく北方町議会議員 神谷巧。同じく北方町議会議員 石井伸弘。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日、岐阜県北方町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上であります。

○議長（安藤浩孝君） 質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

お諮りします。意見書案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第16、発議第1号 新型コロナウイルス感染症患者とその家族などに対する差別・中傷を許さない決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

石井伸弘君。

○1番（石井伸弘君） それでは、発議第1号 新型コロナウイルス感染症患者とその家族などに対する差別・中傷を許さない決議について。

会議規則第14条第1項の規定による別紙決議を提出する。

令和2年9月17日提出。提出者、北方町議会議員 石井伸弘。賛成者、北方町議会議員 杉本真由美。

新型コロナウイルス感染症患者とその家族などに対する差別・中傷を許さない決議（案）。

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年8月31日時点で、世界中で2,500万人以上が感染し、80万人以上が命を落としています。日本国内においても現在までに約7万人が感染し、1,000人を超える死者が出ており、北方町においてもこれまでに8名の感染者が確認されています。感染を予防するワクチンの開発や、治療法の研究は世界各国で進められているものの、抗体ができて再度感染する事例が報告されるなど、今後しばらくは新型コロナウイルス感染症とともに生活していくウイズコロナの時代が続くと考えられます。したがって、今後も新型コロナウイルスに感染した患者が地域の中で闘病するケースはなくなると想定されます。

そうした中、地域で生活を続けながら新型コロナウイルスに感染することを確実に避ける方法は、現在のところありません。しかしながら全国的に見ると、新型コロナウイルス感染症から完治した患者とその家族や所属企業・団体が、いわれのない差別・中傷にさらされるケースが相次いでいるといます。注意や対策の程度は人それぞれですが、患者やその家族などに対して差別・中傷を行ってよい理由は何一つありません。コロナウイルスそのものより、誹謗中傷で生活が困難になるケースも見られます。

これらの行動は、非難を恐れて検査忌避や感染告知を控える行為を生みかねず、さらなる感染拡大を防ぐ上でも大変悪影響が予想されます。

感染者やその家族などが、差別・中傷による二次被害を受けることのないよう、北方町議会は

以下を決議します。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を持ち、理解を持って患者や医療従事者、その家族などの人権が守られるよう配慮する。

2. 町民全体に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族などに対する差別・中傷を許さない姿勢を示していく。

3. 関係機関に対し、新型コロナウイルス感染症患者やその家族などが差別・中傷を受けた際に相談・支援ができる窓口を整備していくことを求める。

令和2年9月17日、岐阜県北方町議会。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第45号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてを追加日程第2とすることに決定しました。

追加日程第2 議案第45号

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第2、議案第45号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

大変恐縮な追加提案でありますけれども、説明をさせていただきたいと思います。

議案第45号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,468万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億1,847万8,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

内容につきましては、北方南小学校放課後児童クラブの新設新築工事につきまして、本事業は令和2年度から令和3年度の執行予定とする継続事業としていたため、総事業費5,780万円から令和3年度執行予定額の3,468万円を減額し、継続費とすることについて、補正予算書第2表のとおり、追加をお願いするものであります。どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議長の命によりまして、閉会の御挨拶を一言申し上げたいと思います。

9月7日より11日間にわたりまして開催をされました今定例会であります。議員皆さんには条例や補正予算などの議案及び各決算認定につきまして、慎重審議の上、お認めをいただきましたこと、誠にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

とりわけ令和元年度の各決算認定につきましては、財政的観点を踏まえた中、決算書でお示ししたとおり、事業の遂行に当たりましては誠実に執行をいたしてまいりました。また、今議会で、審議の過程や一般質問の中で御指摘をいただいた意見や御提案等につきましては真摯に受け止め、今後の町政運営において十分配慮してまいりたいと考えております。

さて、あと1週間足らずで秋分の日を迎えます。例年なら、この時期は運動会に始まり、幾多の恒例行事、イベントなどが満載で議員皆さんも忙しくされる季節であります。今年に限ってはコロナウイルスということで静かな秋となりそうです。御承知のように、町においても感染予防策から、町主催の事業は中止や縮小をもって対処しているところではありますが、中でも残念なのは、卒業年度の児童・生徒には一生に一度の修学旅行であります。行き先をお聞きしますと関ヶ原、そして各務原、白川ということもありますけれども、先生方は何とか1泊でということ奔走されましたが、結果として近場ということになったようであります。本当にコロナ憎しということで、かわいそうでなりませんけれども、やむを得ない処置であろうと思っております。

第2波のピークも越えたようではあります。これから年末に向かってコロナウイルスとインフルエンザの同時流行のおそれ、また第3波の到来も避けられないと指摘をされております。これからも気を緩めることなく、慎重に対処してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、くれぐれも体調管理などに留意され、議員活動にますます励まれ

ることを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和2年第5回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時53分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年9月17日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 鈴 木 浩 之

署 名 議 員 井 野 勝 巳